

令和7年度  
札幌市社会福祉審議会総会

議 事 録

日 時：2025年12月24日（水）午前9時30分開会  
場 所：北海道経済センタービル 8階 Aホール

## 1. 開 会

○事務局（立野総務課長） 皆様、本日は、大変お忙しい中をご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまから、令和7年度札幌市社会福祉審議会総会を開会いたします。

私は、札幌市保健福祉局総務課の立野と申します。議事に入るまで、私が進行を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

## 2. 保健福祉局長挨拶

○事務局（立野総務課長） 初めに、開会に当たりまして、保健福祉局長の影山からご挨拶を申し上げます。

○影山保健福祉局長 おはようございます。

保健福祉局長の影山でございます。

本日は、年末の大変お忙しい中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、皆様には、日頃から、札幌市政、とりわけ保健福祉行政の推進に対し、多大なるお力添えをいただいておりますことに、この場をお借りしまして、厚く御礼を申し上げます。

さて、札幌市では、出生率の低下や若者の道外転出などにより、人口減少の局面を迎えております。

さらなる少子高齢化や人手不足の深刻化、社会課題の複雑化、多様化などが懸念をされており、これらの変化や課題に対し、しっかりと対応していかなければならない状況でございます。

こうした中、札幌を持続可能で希望あるまちとして将来の世代に引き継いでいくために、札幌市では第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2023を策定いたしました。

このプランでは、まちづくりの重要概念ということで、ウェルネス（健康）、ユニバーサル（共生）、スマート（快適・先端）の三つの柱を立てまして、庁内横断的に各施策を展開しているところでございます。

中でも、ウェルネス（健康）とユニバーサル（共生）は、保健福祉局の取組が重要な分野でございます。

ウェルネス（健康）では、健康寿命の延伸に向けた取組を進めております。ユニバーサル（共生）では、心のバリアフリーの普及啓発を中心に取組を進めております。

局内の職員が一丸となって鋭意取り組んでいるところでございます。

皆様におかれましても、引き続きのご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、本日の議題でございますが、令和6年度の社会福祉審議会分科会の活動実績の報告と、民生委員の審査専門分科会の審議手法の見直しについてご審議をいただいた後、私どもから、今年度から市内10区で展開しております区役所の支援調整課の取組など、3点について情報提供をさせていただきます。

限られた時間ではございますが、どうか本日も皆様から忌憚のないご意見を賜りますようお願いを申し上げます。

結びになりますが、本日ご出席の皆様のますますのご健勝、ご活躍を心から祈念申し上げまして、ご挨拶に代えさせていただきます。

それでは、本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

## ◎報 告

○事務局（立野総務課長） 続きまして、保健福祉局長の影山のほか、本日出席しております本市職員を紹介いたします。

総務部長の西村でございます。

地域生活支援担当部長の向瀬でございます。

高齢保健福祉部長の足立でございます。

地域包括ケア推進担当部長の阿部でございます。

障がい保健福祉部長の成澤でございます。

その他、各所管課長も本日は出席しておりますが、時間の都合により紹介を割愛させていただきます。

続きまして、昨年の総会以降に新たに委員になられた方が3名いらっしゃいます。そのうち、お二人が出席されておりますので、ご紹介をさせていただきます。

お手元に名簿がございますので、ご覧ください。

お名前を読み上げさせていただきますので、呼ばれた方は、恐れ入りますが、その場にご起立をお願いいたします。

札幌公共職業安定所所長の國井直樹委員でございます。

札幌市PTA協議会理事の春原啓慶委員でございます。

また、本日はご欠席されておりますが、もう一名、札幌市医師会理事の近裕次郎委員も新たに就任されております。

それでは、議事に入る前に、本日の審議会は、委員34名のうち21名のご出席をいただいております。出席者が過半数に達しておりますことから、札幌市社会福祉審議会条例第5条第3項の規定により、本審議会が成立しておりますことをご報告いたします。

次に、配付資料の確認をさせていただきます。

お手元にある資料をご確認ください。

まず、表紙の会議次第、そして、座席表、委員名簿、参考1の札幌市社会福祉審議会条例、参考2の札幌市社会福祉審議会運営規程、資料1の令和6年度分科会の活動実績について、資料2の民生委員審査専門分科会の審議手法の見直しについて、資料3の区役所における支援調整課の取組について、資料4の札幌健康アプリ（アルカサル）について、資料5の認知症関係施策の推進について、以上の10点が資料となっております。

皆様、お手元に資料が全ておそろいでしょうか。

それでは、最初の会議次第にお戻りください。

本日は、最初に、議題として、令和6年度社会福祉審議会分科会の開催状況について、二つ目に、民生委員審査専門分科会の審議手法の見直しについて、情報提供として、一つ目の今年度から10区展開した区役所における支援調整課の取組について、二つ目の札幌健康アプリ（アルカサル）について、三つ目の認知症関係施策の推進についての3件のご説明をさせていただきます。

それでは、議事に入ります。

ここからは、池田委員長に進行をお願いいたします。

### 3. 議 事

○池田委員長 ただいまご紹介いただきました札幌市社会福祉審議会委員長の池田でございます。本日は、どうぞよろしくをお願いいたします。

早速ですが、議事を進行させていただきます。

それでは、次第に従いまして、進行させていただきます。

はじめに、3の議題等の（1）令和6年度社会福祉審議会分科会の開催状況について、担当部から報告を受けます。よろしくをお願いいたします。

○事務局（西村総務部長） 私から、令和6年度社会福祉審議会分科会の開催状況についてご報告いたします。

令和6年度は、六つの分科会のうち四つの分科会を開催してございます。

お手元に配付の右上に資料1とあります資料に基づきまして、それぞれの分科会について順にご説明をさせていただきます。

まず、社会福祉施設等整備審査専門分科会についてでございますが、審議概要にありますとおり、市内で第一種、第二種社会福祉事業を行う社会福祉施設及び介護老人保健施設の整備計画や事業予定者等の適格性について多角的に審査するためのものございまして、国庫補助や本市の補助を受けようとする社会福祉施設の創設、増築、大規模修繕等の整備計画等を審査対象としてございます。

次に、所属委員にございますとおり、本分科会の所属委員は、浅香分科会長をはじめ、各分科会の会長の計5名で構成しております。

続きまして、本分科会の活動実績でございますが、令和6年度は2回開催いたしました。

(1) のとおり、第1回は令和6年6月20日に開催し、特別養護老人ホームの大規模修繕の申請案件1件について審査し、補助対象として採択することが適正といたしました。

(2) のとおり、第2回は令和6年11月27日に開催し、老人福祉施設及び障がい福祉施設の創設や修繕等の申請案件4件について審査をいたしまして、いずれも補助対象として採択することが適正といたしました。

次に、民生委員審査専門分科会及び地域福祉活動専門分科会につきまして、地域生活支援担当部長の向瀬よりご説明させていただきます。

○事務局（向瀬地域生活支援担当部長） まず、資料1の2ページ目、民生委員審査専門分科会の開催状況についてご報告いたします。

まず、本分科会の所属委員ですが、秦分科会長をはじめとし、計7名の委員で構成をしております。札幌市民生委員推薦会から市長へ推薦された民生委員・児童委員について、市長から諮問を受け、委員として適任か審査し、市長へ答申を行っております。

本分科会の活動実績ですが、令和6年度は計3回開催しており、市長から諮問された計95名の方について審査し、全員適任であると答申をいただいております。

続きまして、資料1の3ページ目でございます地域福祉活動専門分科会の開催状況についてご報告いたします。

まず、本分科会の所属委員でございますが、池田分科会長をはじめとし、計8名の委員で構成しております。

本分科会の活動実績ですが、令和6年度は計4回開催しております。福祉除雪事業は、高齢者や障がいのある方などの自力での除雪が困難な世帯を対象として、ボランティアである地域協力員が除雪を行う事業でございますが、この福祉除雪事業の制度検証に向けたご意見をいただいております。

この分科会の中では、この事業を今後も持続可能な事業としていくために、例えば、除雪の困難状況をより適切に判断するために、これまでの年齢に代えて、要介護度の導入を検討してはどうかといったご意見や、地域協力員のモチベーションを向上させるために、インセンティブの強化が必要といったご意見をいただいたところでございます。

こうしたご意見や市民の皆様からの見直しに関するアンケート結果などを踏まえまして、利用世帯要件については、これまでの年齢を主にしたものから要介護度を要件とするものへ変更することや、協力員活動費の増額を盛り込んだ事業の見直し案を取りまとめまして、令和8年度からの見直し後の内容での実施を目指しているところでございます。

次に、身体障害者福祉専門分科会審査部会につきましては、障がい保健福祉部長の成澤よりご説明をさせていただきます。

○事務局（成澤障がい保健福祉部長） 資料4ページの身体障害者福祉専門分科会審査部会の開催状況についてご説明をいたします。

まず、審議概要に記載をしております身体障害者福祉法第15条に基づく医師の指定でございますが、これは身体障害者手帳の申請に必要な診断書、意見書を記載することができる医師の指定でございます。社会福祉審議会の意見を聞くことが法で義務づけられております。

そして、後段の身体障害者福祉法施行令第5条第1項に基づく障害程度の審査につきましては、身体障害者手帳の申請があった者のその障がい、法の別表に掲げるものに該当しない場合は、社会福祉審議会へ諮問することが義務づけられておまして、これらの審議を審査部会で行っております。

次に、所属委員につきましては、部会長の平野医師をはじめ、6名の医師で構成をしております。

次に、活動実績ですが、委員全員が一堂に会することが難しかったため、審査部会運営要綱第4条第4項に基づきまして、書面会議で2回開催をしております。

第1回目は、8月17日に議決をしており、審議結果は、医師の指定審査案件103件を全て承認、障害程度の審査案件は、8件全てを手帳交付とならない非該当と判断しております。

第2回目は、2月10日に議決をしておまして、審議結果につきましては、医師の指定審査案件45件を全て承認、障害程度の審査案件は、7件全てを非該当と判断しております。

分科会の開催状況については以上となります。

○池田委員長 ただいまの報告について、ご質問はございませんか。

私から質問ですが、最後の障害程度の審査で、非該当が8件、7件というのは具体的にどういふことなのか、もう少し教えていただけるとありがたいです。

○事務局（成澤障がい保健福祉部長） 先ほどちょっとご説明しましたがけれども、身体障害者手帳を交付する場合、法に別表で、例えば、上肢はこういった程度ということで詳細が詳しく定められております。

その該当にならないようなもの、あるいは、疑義が生じたものについて、この審査部会で判断をしまして、当てはまらないだろうということで、2月10日であれば、新規分の申請3件、再交付申請4件について、手帳が認められないということで判断をさせていただいたものでございます。

法の規定に基づきまして、国でも手引をまとめておりまして、札幌市でもそれに準じて判断できるように手引書をまとめており、それで判断をしているところでございます。

○池田委員長 ほかに何かご質問はございませんか。

○林（美）委員 実は、今、同じ質問をしようかなと思っていたのですが、お答えをいただきました。ありがとうございます。

そうなるくと、この2回の会議で、結局は、全数が非該当になっているのですけれども、事前に、これは非該当かなみたいなフィルターがかかるという制度では全くないということでしょうか。

○事務局（成澤障がい保健福祉部長） 申請がございまして、疑義があれば、医療機関に照会した上で、それでも判断がつかないものについて諮問させていただくという取扱いにしております。

○池田委員長 ほかに何かご質問があれば、お願いいたします。

（「なし」と発言する者あり）

○池田委員長 特にないようですので、以上で本件の質疑を終わります。

では、続きまして、（2）民生委員審査専門分科会の審議手法の見直しについての報告に移ります。

担当部から説明を受けます。よろしくお願いたします。

○事務局（向瀬地域生活支援担当部長） 資料2にございます民生委員審査専門分科会の審議手法の見直しについてご説明をさせていただきます。

まず、資料2の1の見直しの背景と課題をご覧ください。

民生委員につきましては、民生委員法第5条の規定に従いまして、右の図にありますとおり、札幌市民生委員推薦会から市長に推薦された方を民生委員審査専門分科会に諮問いたしまして、その答申を得て厚生労働省に推薦し、委嘱していただいております。

平成25年の民生委員法の改正によりまして、当分科会への意見聴取につきましては、義務から努力義務へと変更されておまして、審議手法の見直しや地域の実情に沿った運用が可能となっております。

札幌市では、この法改正後も審議手法を変えずに分科会を開催してまいりましたけれども、下の囲みの中の記載のとおり、審査は書面に限られていることに加えまして、個人情報保護の観点から、候補者の方々の調書の情報も限定されているということで、分科会独自の視点で推薦の適否についてご意見をいただくことが難しいというような課題が生じておりました。

こうした状況を踏まえまして、分科会の審議手法を見直すことといたしまして、去る令和7年7月22日に開催した分科会において、見直し内容について分科会委員の皆様のご承認をいただきましたので、ご報告を申し上げます。

具体的には、2の見直しの内容の表をご覧ください。

左側の従来と右側の見直し後ということで整理をさせていただいております。

まず、一斉改選に関する審議でございます。

一斉改選におきましては、法改正時の国の通知の中で、分科会の意見を聞くことが望ましいとされていることもございまして、進め方を見直した上で開催をさせていただきます。

具体的には、これまでは推薦会で使用したのと同じ資料でご審議をお願いしておりました

が、これを改めまして、当分科会での審議につきましては、推薦会で疑義が生じた候補者の方を中心として、事務局で追加調査を行った結果を踏まえてご審議を行っていただくことといたしました。

なお、疑義のある候補者の方が特段生じなかった場合は、書面開催とさせていただきますとしております。

次に、欠員補充に関する審議につきましては、基本的には開催しない方針といたしまして、推薦会での判断をもって厚生労働省へ推薦することといたします。

この分科会を開かないことで、各地区での推薦準備会での調査期間をより長く確保することができるようになりますので、結果として、適格要件を満たさない方が推薦されるリスクが減るものと考えてございます。

ただし、こちらでも、推薦会の中で疑義のある候補者の方が生じた場合などは分科会を開催しまして、事務局が追加調査を行った結果も踏まえ、審議を行っていただきます。

最後に、再推薦と解嘱でございますが、民生委員法において、推薦会に対して候補者の再推薦を求める場合や、民生委員の方に非行などがあって解嘱を求める場合は、審議会の開催が義務づけられております。

これらの場合は、事案の重要度などに応じまして、集合形式あるいはオンライン形式などの開催形態を判断していきたいと考えております。

なお、北海道や他の複数の政令市におきましては、ただいまご説明した内容とほぼ同様の手法で実施をしております。特に、北海道におきましては、平成27年から審議手法の見直しを実施しておりますが、これまで特に支障は生じておりませんし、推薦から委嘱を受けるまでの一連の期間の短縮にもつながったというような情報を得ております。

説明は以上でございます。

○池田委員長 ただいま、見直しについての説明がありました。

ご質問はございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○池田委員長 特にないようですので、以上で本件の質疑を終わります。

#### 4. 情報提供

○池田委員長 次に、次第4の情報提供に移ります。

それでは、(1)区役所における支援調整課の取組について、担当部から説明を受けます。よろしく願いいたします。

○事務局(西村総務部長) 議題4の情報提供(1)区役所における支援調整課の取組について、私からご説明をさせていただきたいと思っております。

お手元の資料3をご覧ください。

まず、資料左上になりますが、1の支援調整課とは、に記載のとおり、支援調整課は、区役所の福祉部門、区保健福祉部に新たに設置した部署でございます。

4つの区でのモデル実施を経まして、今年度から市内10区に拡大しており、各区2名の職員を配置し、保健福祉部内の調整、マネジメント機能を担っております。

本審議会では、令和4年度にモデル実施中の取組についてご報告をさせていただきましたが、本日は、改めて全市展開後の10区での取組や実績についてご報告をさせていただきます。

2の設置の背景でございますが、福祉課題が複雑化、多様化し、例えば、社会的孤立、8050問題、ひきこもりなど、複合的な課題を抱える世帯や、制度のはざまにあり支援が届かない世帯が増えておりますが、一方で、様々な福祉制度を担う区役所では、分野ごとの縦割り支援になりやすいという課題がございました。

こうした背景を踏まえて、区役所で組織・分野横断的な支援に取り組むことを目指して、支援調整課を設置したところでございます。

続きまして、資料左下の3の支援調整課の役割についてでございますが、支援者支援と記載しておりますとおり、支援調整課は市民からの直接の相談窓口を担う部署ではなく、区役所の関係課を後方から支える役割を担っております。

具体的には、①部内マネジメントの役割といたしまして、福祉課題が複合化、複雑化したケースについて、区役所内で支援方針や役割分担を調整いたします。

加えて、②関係各課のバックアップの役割といたしまして、組織横断的な視点からアセスメントを行い、必要に応じてプレイングマネージャーとして支援に加わり、助言を行うなど、関係課の職員を支えます。

このほか、区内職員の協働意識の醸成や支援力の向上に向けて、人材育成にも取り組んでいくところでございます。

続きまして、資料右側、4の支援調整課の動きをご覧ください。

ここでは、区役所に相談が入り、支援調整課による部内マネジメントを行うまでの流れを簡単に示しております。

区役所の保健福祉課、保護課、健康・子ども課など各部署では、市民や関係機関からの相談を受けながら、高齢、障がい、児童、生活保護など各分野で必要な支援やサービスを提供しておりますが、福祉課題が複合化している場合や、担当課だけでは世帯全体の生活課題に対応できない場合などは、関係部署から支援調整課に相談、情報提供がございました。

これを受けて、支援調整課が部内調整、マネジメントを行います。下段の点線囲みの中にございますとおり、まず、①福祉課題の把握とございますように、支援調整課において組織横断的な情報収集、アセスメントを行い、対象世帯の福祉課題の把握、整理に努めます。

続きまして、②支援方針等の調整を行います。これは、支援調整課が調整役となり、管理職も参加する区内会議なども開催しながら支援方針や役割分担の調整を行い、その後も組織的に進捗管理を行ってまいります。

このほか、③その他にあるとおり、必要に応じて支援調整課がはざまケースの初期対応を行ったり、関係課の面談などに同席することもございます。

支援調整課の主な役割は部内マネジメントでございますが、実際の支援においては、外部の関係機関の皆様とも連携、協力をいただきながら支援を行っております。

続きまして、資料裏面をご覧ください。

5の相談対応の実績でございますが、支援調整課の全市展開後、今年4月から9月までの半年間に、10区の支援調整課では新たに約400件の相談が集まっております。

対象世帯の福祉的課題の内訳を示しておりますが、こちらは表の一番下の米印にございますように、モデル区の過年度からの継続ケースを含む合計613世帯について集計したものでございます。

この表の右にございますポイントといたしましては、生活保護、経済的困窮や知的障がい、精神障がい、児童の養育等の割合が高く、世帯内で複数の福祉課題を抱えているケースの相談が多数、支援調整課に寄せられております。

また、ひきこもりや支援拒否の世帯など、既存のサービスでは解決が難しいケースも顕在化しているところでございます。

続きまして、資料右側、6の対応事例をご覧ください。

一部ではございますが、支援調整課が扱った代表的な事例についてご紹介いたします。

一つ目は、子の養育ほか、生活全般の支援が必要な世帯でございます。

父母の障がい、子の発達面や養育状況、経済的困窮など多岐にわたる課題を抱えており、関係課の支援方針の統一に向けて、支援調整課が区内調整を行いました。

その結果、関係課が合同で面談や家庭訪問を行い、養育環境の改善や障がいサービスの導入について世帯に働きかけるなど、各課連携による一歩踏み込んだ支援につながり、緊急時にも迅速に対応できる体制を整えることができました。

二つ目は、区役所の窓口を訪れた心配な世帯でございます。

国民健康保険の手続で区役所を訪れたご夫婦でございましたが、妻は妊娠中、夫婦ともに稼働しておらず、生活実態が不明な状況でございました。

窓口職員から支援調整課に情報提供があり、その結果、保健師による支援や生活保護申請につながり、生活課題が悪化する前の早期の支援につながることができた事例でございます。

三つ目は、福祉制度のはざまにあり、地域で孤立する世帯でございます。

50代のきょうだいで妹はひきこもり、精神疾患の疑いがあるも未受診で、自宅はいわゆる

ごみ屋敷状態という世帯でございます。

民生委員などの地域の協力も得ながら、徐々に世帯との関係性を構築しており、こうした自ら声を上げない対象者に対しても、関係者で情報共有しながら緩やかな見守りを行い、本人の意向や状況に合わせた関わりを続けるといった伴走的な支援に取り組んでいるところでございます。

特に、三つ目のケースなどがそうですが、すぐに解決につながらないケースも多数あり、区役所内の関係課だけでなく、外部の支援機関や地域関係者の皆様とも連携しながら、日々、支援を模索しているところでございます。

最後に、7の今後に向けて、でございますが、引き続き10区で支援調整課の取組を進め、区役所全体で様々な福祉課題を抱えた世帯への組織・分野横断的な支援を強化してまいります。

また、今後は、より質の高い支援を実現していくために、外部の支援機関や地域関係者の皆様との連携を含め、支援事例を積み重ねながら、効果的な支援手法や活用可能な地域資源に関する知識、ノウハウの蓄積に努めてまいりたいと考えております。

引き続き、関係機関とも連携しながら取組を進めてまいりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

私からの説明は以上でございます。

○池田委員長 ただいまの報告についてご質問はございませんか。

○光崎委員 光崎です。

この半年間の相談件数400件ということで、それが多いか少ないかというのは判断できないのですが、ポイントにもあるとおり、複数の福祉課題を抱えていたり、福祉現場の対応としては本当に難しいケースが多いのかなと感じられるのです。

そういった中で、支援調整課の人的な配置が係長と一般職2名体制ということですが、まだ半年間なので、判断がつくかどうかは別としましても、体制としては、現場からはどのような声が出ているのか。厳しい状況なのか、もう少し人的配置が必要なのか、調整を担当する課ですから、違う実地的な業務をやっている課の人的配置を増やすほうが優先なのか、そこら辺の判断というか、分かれば教えていただきたいと思えます。

○事務局（西村総務部長） 今いただいたご質問に関してですが、支援調整課は今ご説明したとおり、まだ4月からスタートしたばかりで、新規相談件数が全区で400件ですので、1区当たり平均いたしますと40件程度となっております。このぐらいのケースでございますと、今のところ2名でも何とかやっていける状況でございます。

区全体といたしましては、ほかの関係課、保健福祉課や健康・子ども課が一義的に相談を受けるのですけれども、そこで対応できないようなものを支援調整課が支えるという形になっておりますので、支援調整課については、今のところ2名体制で対応できていると考えております。

各課においては、やはり一義的な対応が難しいとなれば、今後、人的要求も考えられるかなと思えます。

○池田委員長 ほかにございませんか。

○村井委員 村井と申します。

件数についてお伺いしたいと思います。

まず、新たに約400件の相談が集まっているという表記と、下の米印に、継続ケースを含む613世帯という表記がございます。これは、件数と世帯の違いがあるのですか。この読み方をどのように解釈したらいいのでしょうか。

それから、支援拒否が186件あったということですが、主にどういった理由で拒否されたかが分かれば教えていただきたいと思えます。

あとは、意見ですけれども、この間、こういった取組をして、やはり複合的に問題を抱えている方がこれほど多くいるという実績が顕在化したことは、本当にいいことだなとも思っていて、積極的に進めていただきたいと思っています。

○事務局（西村総務部長） 今ご質問のございました400件、そして、下の613世帯とございますが、大変恐縮でございますが、件イコール世帯とご理解いただければと思えます。

内訳といたしましては、先ほどご説明したとおり、令和4年度から4区でモデルを実施してきており、そのモデルで実施してきた継続ケースが200件程度ございます。その200件程度と今年度の半年間の400件程度を足して、613件もしくは世帯と理解していただければと思います。

それと、支援拒否の理由は、やはり、行政なり関係する支援機関が手を差し伸べようと声をかけても、地域で孤立しているような世帯の中には、いや、私は結構ですということで拒み続ける世帯が一定数あるというところがございます。

○池田委員長 ほかにございませんか。

○箭原委員 箭原です。

支援調整課は後ろにいて、関係部署から相談が来るという話ですよね。そうすると、やはり関係部署が忙しいときにどのくらい連携できるのか、取りあえず、これは置いておくかというところも出てくるのではないかという懸念が一つです。

それと、外部の支援機関や地域関係者から上がってきた話を受けて、それをするというときに、外部の関係機関は、支援調整課にすぐに行くのか、つまり、窓口がはっきり分かっているのか。

民生委員には、支援調整課ができたので、ご相談くださいと結構言われているので、そこはつながりがあると思うのですが、ほかの地域関係者や全然違う支援団体が、この課とすぐつながれるのかどうか、窓口が開いていて、すぐに行ける体制になっているのかがちょっと見えづらいので、その辺がもう少し緊密になるともっといいものが拾えてくるのかなと思うのですが、その辺の対応はどうされるのかなと思っております。

○忍委員 今の質問に関連してお聞きしたいと思います。

今おっしゃったことは私も気になっていて、こういった相談を受けるときに、市役所のいろいろな窓口相談に行くというよりは、窓口をワンストップで1か所にしておいて、その窓口の対応者が、この相談はこの課だな、これは複合的に必要だなというジャッジメントをしながらの対応になるところが多いのですよね。

ただ、この場合、そういうことではなくて、別々になっている窓口の利用者が、私の相談は高齢者だな、私の相談は障がい者だなということで、お伺いすると。そして、相談を受けたそれぞれの窓口が、これは、では、どこにどうつないでいったらいいかとアプローチをかけるときに、支援窓口に戻すのか、ここでやるのかというジャッジメントをするのだと思うのですが、それは非常に難しくなってくると思います。

鶏が先か卵が先かみたいな話になるのですけれども、将来的には、ワンストップの窓口で、その後に各課に振る体制を考えるのか、それとも、このまま窓口はたくさん載せておいて、ジャッジメントはそれぞれの窓口で総合的にしてもらおうのか、その辺のお考えはどうなのかを少しお聞きしたいと思いました。

○事務局（西村総務部長） まず、たくさん相談が来ると後回しとなるところの懸念というお話がございましたが、基本的にはそういうことがないようにと考えています。

今回、支援調整課ができて、先ほど、資料の一番下にも、区内職員の協働意識の醸成や、支援力の向上に向けた人材育成にも取り組むということでお話ししたのですが、支援調整課が中心となりながら、区保健福祉部全体で職員の意識の向上を図ってまいりますので、そういったところはないと考えております。

それと、外部連携につきましては、基本的には、外部連携の窓口になるのが支援調整課というわけではございません。というのは、先ほども申しましたとおり、各区2名しかいない職員配置でございますので、そこが一義的に全窓口になってしまうと、逆に、支援調整課がパンクしてしまいます。例えば、地域包括支援センターでしたら、介護障がい担当課である保健福祉課が窓口になったり、障がい者の相談支援事業所も介護障がい担当課が窓口になったりということで、日頃からお付き合いのあるセクションが一義的には窓口になっていくと考えております。

とはいえ、必ずしもそうではない外部機関もございますので、今年度に入ってから支援調整課がそうした関係機関が集まる会議に出向いて行って、こういったセクションをつくったので、一義的には関係する課にご相談いただくのですけれども、そこで迷ったときには支援調整

課にご連絡いただいても構いませんという話をしているところでございます。

それと、先ほど、ワンストップ化という話もございましたが、現在、来年度の区の保健福祉部の相談支援体制についていろいろ検討しております、物理的な一本化というわけではございませんけれども、各課が相談を受けたときには、それぞれの課、場合によっては支援調整課でしっかりと課題を受け止めて、伴走支援の実施など、組織全体で相談支援の充実を図っていくということで考えているところでございます。

○忍委員 札幌市は重層的支援体制整備事業を受けていますか。これを見ると、図が重層的支援体制整備事業そのものなのです。

同じ政令指定都市であれば新潟市が受けているのですが、まさにこれと同じ図が描かれています。その中には「NEW」と書いてあって、支援調整課というものが新しく付け加えられて、まさに重層的支援体制整備事業を行っていますという図式になっています。

札幌市は受けていたのかということと、受けていなければ、今後受けていく可能性があるのかをお聞きしたいと思います。

○事務局（西村総務部長） 重層的支援体制整備事業を受けているか、受けていないかというところですが、結論から申しますと、受けておりません。

重層的支援体制整備事業というのは、あくまでも国の補助メニューの一つでございますが、札幌市としましては、国の補助メニューは受けてはおりませんが、今、委員にご説明いただきましたとおり、重層的支援体制整備事業の考え方を取り入れながら、包括的な支援体制の整備に向けて取組を進めているところでございます。

○忍委員 重層的支援体制整備事業の中には地域づくりも担うというものが大きくありますので、この中で重層的支援体制整備事業と同じようなことをしていくのであれば、ぜひ地域づくりのメニューも付け加えていただいて、ぜひ関係機関の中に札幌市社会福祉協議会も加えて進めていただければありがたいと思います。よろしくお願いします。

○池田委員長 大学で地域福祉の授業をやっている中で調べたのですが、他の自治体では重層的支援体制整備事業をやられていて、札幌はやっていないと。では、札幌は何もやっていないのかと思ってしまったのですが、今のお話を聞くと、重層的な取組をすごく熱心にやっておられているので、相談をされる方や連携する外部の方から、やっていることが見えるような広報をしていただけたらなと思いました。

○林（拓）委員 私は弁護士として様々な福祉関係の課題に向き合うことが多く、最近、親子で今まで生活をしていて、親の年金で生活をしていたけれども、例えば、親が入院をしたとか認知機能が低下して後見をつけなければいけなくなったというタイミングで、地域包括の方などから相談を受けて対応することが結構多くなっております。

地域包括の方が親の対応をするのだけれども、事実上、その関係でお子様の対応もしているのです。お子様といっても40代、50代の方ではあるのですが、そういうケースが結構多いのです。私も介入して一緒に取り組んではいるのですが、地域包括の方だけで実際にひきこもりになっている方や、なかなか就職ができない方の支援をするというのは限界があるのかなと最近思っていて、私も努力はするのですが、困難さを感じているところはあります。

これはすごくいい取組だと思ったので、ぜひ広報を積極的にやっていただくとともに、可能な範囲で対応件数等を増やして行って、いい事業にしていただければと思っております。

○林（美）委員 先ほどからの質問の中でとても気になったのは、ワンストップサービスステーションにしないのかということだと思うのです。そういった方向に持っていくというお答えをいただいたような気はするのですが、支援調整課という名前は、サービスをする市民向けの言葉ではなくて、内向きだと思うのです。今まで利用しようと思った人たちがあれもこれも抱えていると、たらい回しになって、それぞれの調整がうまくいかないということで、内向きでこれをつくり、少なくとも今まではとても成功しているわけです。

でも、もし将来的に市民向けにということになったら、やはりワンストップサービスステーションという概念が必要ですから、支援調整課という名称ではなくて、まずはそこに行けばたらい回しになる可能性がなくなるのだと市民が思えるような外向きの視点、市民向けの視点のお名前に変えていただければありがたいと思います。

札幌市と北海道が性暴力を受けた方のためのワンストップサービスステーションをつくった

ときにSACRACH（さくらこ）というお名前をつけてくださいました。これは、被害者にとって物すごく敷居が低くなりました。病院だ、次は弁護士だ、次は警察だというふうに、本当に被害者はいろいろなところに行かなければいけなかったのがワンストップサービスステーションのおかげで非常に助かったわけです。

それと同じような発想で、ぜひ市民向けのもっと分かりやすいお名前をつけて準備をしていただけるとありがたいと思います。よろしく願いいたします。

○事務局（西村総務部長） 支援調整課の名称をとというお話があったと思うのですが、私の説明が至らなかったと思うのですけれども、支援調整課そのものが市民の直接の窓口になることは考えておりません。支援調整課は、あくまでも区の保健福祉部内の各課をサポートするという役割でございますので、その名称は今のところ変える予定はありません。

ただ、ワンストップという意味では、区の保健福祉部のどこに入ってもきちんと適切なところにつながるという体制を整えていくということで、区役所保健福祉部全体がワンストップだご理解いただければと思います。

○池田委員長 情報提供ということですが、皆さんから貴重なご意見がたくさん出ましたので、ぜひそれらを盛り込みながら進めていただけたらと思います。

ほかにございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○池田委員長 以上で本件の質疑を終わりたいと思います。

次に、（２）札幌健康アプリ（アルカサル）について、担当部から説明を受けます。よろしく願いいたします。

○事務局（足立高齢保健福祉部長） 私から、40歳以上の方を対象とした健康アプリ（アルカサル）のリリースを令和8年4月に予定しておりますので、これについてご報告させていただきます。

資料4をご覧ください。

アプリの概要についてご説明いたします。

このアプリは、取り組みやすく、かつ健康増進のエビデンスが示されている歩くこと、健康管理、人と会うといった活動などが見える化し、楽しみながら取り組んでいただくことで健康寿命の延伸を目指すものでございます。

三つの特徴がございまして、一つ目が健康行動の記録です。

日々の歩数や体重、血圧といった情報の記録のほか、地域で開催されるイベントなどへの参加といった人と会う活動も記録できます。

二つ目は、健康行動に応じたポイントの獲得です。

日々の活動がポイントという形で見える化されることで、継続のモチベーションにつながるものと考えております。事前にアプリに登録された幅広い活動への参加でもポイントを獲得できます。

三つ目は、獲得したポイントの交換です。

獲得したポイントは、様々な電子マネーへの交換や、景品が当たる抽せんの応募にご利用いただけます。

なお、敬老パスをお持ちの方もアプリをご利用いただけますが、ポイントを電子マネーへ交換はすることはできません。

裏面をご覧ください。

次に、ポイントのため方についてご説明いたします。

まず、歩くことですが、スマートフォンを持って歩くと、自動的に歩数が記録され、ポイントがたまります。

続いて、健康管理は、日々の体重や血圧を記録したり、健診の受診、アプリ上での簡単な質問に答えて健康状態をチェックしたりすることでポイントがたまります。

次のページをご覧ください。

次に、人と会うのメニューです。

これは、アプリに登録されたイベント会場で、利用者が掲示されているQRコードを読み込むことでポイントがたまる仕組みです。例えば、地域の健康づくりイベントやサークル活動の

ほか、町内会で開催されるお祭りなど、幅広いイベントでポイントを獲得できます。アプリ上にイベント情報を掲載することも可能ですし、開催者にとってはイベントの広報、利用者にとっては新たな出会いのきっかけにもつながるものと考えております。

登録方法などのご不明な点がありましたら、電話での問合せ窓口やスタッフが出向いてサポートするなど責任をもって支援をいたします。

次に、裏面をご覧ください。4ページ目です。

この健康アプリにつきまして、来年4月の本格導入に先立ち、本年8月から9月にかけて、市民550人にモニターとしてご協力をいただきましたので、その結果について簡単にご紹介させていただきます。

全体評価としましては、5点満点の評価で4点以上と回答した方が全体の約6割と高い評価をいただくことができました。

その下、アプリの利用を通じて健康意識が高まったかという質問に対しては、約8割の方が「非常にそう思う」「ややそう思う」と回答されております。

最後の5ページ目ですが、アプリのよかった点として、多くの貴重なご意見を頂戴いたしました。

これまでスマートフォンの操作が苦手だった方からも、やってみて自信がついたといった声や、シンプルで使いやすいといった操作性に関するご意見のほか、このアプリのおかげで血圧を測るようになった、グラフで変化が分かりやすくなった、薬の飲み忘れがなくなったなど、具体的な健康行動につながったという大変うれしい報告もいただいております。

その下のアプリがリリースされた後に利用したいと思いませんかという問いに対しても、約9割の方に「はい」とお答えいただきました。

モニターの方から大変ご好評をいただきました健康アプリにつきましては、来年4月にリリースし、広報さっぽろなどでもお知らせさせていただく予定です。

また、アプリに関するお問合せは、一番下に記載しております札幌健康アプリ事務局で承っております。

来年4月以降に、ぜひアプリをご活用いただければと思います。

私からのご報告は以上でございます。

○池田委員長 ただいまの報告について、ご質問はございませんでしょうか。

○忍委員 すばらしい取組だと思えます。

これを使うことで間違いなく札幌市民の健康状態は上がっていくのだろうと思うのですけれども、その成果ですね。例えば、100ポイント以上の方は確実に医療にかかることが少なくなったというような指標の出し方が今後どうなっていくのか、効果があることは間違いありませんけれども、具体的にこれだけいいのですよということをどう示していくのか、そのデータ化の道筋を教えてくださいたいと思います。

○事務局（足立高齢保健福祉部長） 当初の来年4月の時点では医療、介護との連携は難しいですが、65歳以上の方は個人情報とひもづけしてアプリに登録いただきますので、将来的にはそういった活動が医療、介護にどのような影響があるかということは調べていきたいと思っています。

また、当初から、札幌医科大学など関係機関とも連携しまして、こういった形でエビデンスを皆さんにご説明できるのかということも整理しながらやっていければと思っています。

○忍委員 大変楽しみにしています。

○村井委員 利便性や積極性については理解できるのですけれども、こういったデジタルデバイスはリスクとの関係で精査が必要だと思っています。

私の意見として、例えば、マイナンバーカードは、リスクが集積された非常に危険な状態にあるわけですね。どうやってセキュリティを確保したとしても、一つの入り口から全ての情報が漏れいける環境が客観的にはあるわけです。

この場合、GPSでその方の行動パターンが全て読み取れるわけですから、リスクをどうやって回避するかということと同時に検証しながら進めていただくことが大事だと思っていますので、期待しております。

○事務局（足立高齢保健福祉部長） 利用者がこのイベントに出たというのは分かりますけれ

ども、特にAさん、Bさんという中でGPSの情報を使ってということはございませんし、このアプリ上で個人情報扱うこともありませんが、その辺は十分注意しながら進めていければと思っております。

○林（拓）委員 このアプリのアカウント同士を友達ということをつなぐ方法はないのかというご質問です。

趣旨としては、いろいろなゲームのアプリとかもそうですけれども、1人でやるよりも、友達や同僚などつながっていたほうが、お互いに切磋琢磨してより効果的にできるのかなというのが1点です。

また、親子で登録して、事実上、見守り機能をつけるような形で、1週間動いていないけれども、大丈夫かなとか、見守りのきっかけとなるアプリとしても利用できると思いました。

○事務局（足立高齢保健福祉部長） このアプリでは、区ごととか、年代ごととか、歩数のランキングが出ますし、グループ登録ができますので、お仲間の方と、今日の歩数はどうだったとか、今月の歩数はどうだったと話題にさせていただくことも可能です。

あわせて、家族でグループをつくってもらったり、見守り機能も実装されていますので、全然動かなかつたら実際に確認に行ったり、まさに私もそうですけれども、親世代と子ども世代、もしかしたらお孫さんも一緒に入れてもらって、いろいろなところで活用していただければと思っております。

○池田委員長 ほかによろしいでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○池田委員長 以上で本件の質疑を終わりますが、いろいろと貴重なご指摘等をいただきまして、ありがとうございます。

最後に、（3）認知症関係施策の推進について、担当部から説明を受けます。よろしくお願いいたします。

○事務局（阿部地域包括ケア推進担当部長） 認知症関係施策の推進についてご説明させていただきます。

資料5の【1】をご覧ください。

令和6年1月1日に、認知症に関する初めての法律、共生社会の実現を推進するための認知症基本法が施行されたことを踏まえ、札幌市では、同年3月に施策1から施策3を柱とした認知症施策推進計画を策定したところでございます。

本日は、それぞれの施策の中でも令和6年度から開始した取組を中心に情報提供をさせていただきます。

資料5の【2】をご覧ください。

札幌市では、現在、65歳以上の9人に1人が認知症と推計しています。

認知症は、誰もがなり得る病気であるにもかかわらず、何もできない、分からないといった偏見を持って見られる傾向にございます。しかしながら、高齢化の進行を鑑みると、今後さらに認知症の方が増加しますことから、認知症を我がこととしてしっかりと捉え、認知症があっても希望と生きがいを持って暮らし続けることができる地域づくりが重要と考えています。

次に、これらに資する具体的な取組についてご紹介いたします。

左側ですが、まず、認知症に対する市民理解の推進の取組です。

時計台や地下歩行空間、チ・カ・ホなどをオレンジ色にライトアップしたり、認知症を題材とした映画の上映会や、認知症を体験するVRなどを使ったイベントを市民が参加しやすい場所で開催しております。

二つ目は、真ん中になりますが、認知症の方とご家族への支援体制の整備の一つとして、チームオレンジの取組を進めています。

これは、認知症の方やご家族と支援者であるサポーターをつなぐ仕組みで、積極的にサポーターを養成するとともに、認知症の方がやりたいことに一緒に取り組むなどの活動を通じ、認知症の方の生きがいやご家族の介護負担の軽減につながっています。

三つ目は、右側の認知症の方にもやさしいお店・事業所登録事業についてです。

こちらは、認知症への理解を深め、合理的な配慮に取り組んでいただける事業所を登録し、ステッカーを交付するもので、令和6年12月の取組開始から1年間で、63事業所、780

店舗にご協力をいただいているところでございます。

高齢化の進行に伴い、これからも認知症の方は増加していきますが、認知症の方やご家族が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けていけるよう、これらの取組をさらに進め、共生社会の実現を目指してまいります。

そのため、今後は若い世代からの普及啓発に取り組むとともに、認知症ご本人の声を取り入れた事業を展開するなど、より幅広く充実した認知症施策に取り組んでまいりたいと考えております。

本日ご出席の委員の皆様も、認知症の方やご家族と接することが多いお立場かと思われまことから、本市の認知症施策に一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

私からの説明は以上でございます。

○池田委員長 ただいまの報告について、ご質問はございませんでしょうか。

○干場委員 干場でございます。

認知症介護指導者をさせていただいて、ステップアップ講座などを中央区、白石区で行っております。

私は30年ほど介護をやっていますが、認知症について、最近、ご本人の声というものが大事な要素になってきており、認知症の方自身で自分は認知症であると手を挙げていただく方も多くなってまいりました。

その中で懸念しているのは、自分は認知症ですというものを見せて自分で買物をしている方たちが多くなってきて、今、数人は自分が認知症ですというものを持っているのですが、今後、札幌市なり北海道なりでそういったものをつくられる予定はないのでしょうか。

心臓機能障害の方のものは出てきているのですが、認知症においてもそういった検討がまとまったのかどうかというご質問です。

○事務局（阿部地域包括ケア推進担当部長） ヘルプマークの裏側に認知症であるということを書かれている方もいらっしゃると思うのですが、今後、認知症は、周りから見ても恥ずかしいものではないという意識を持った方が増えていくと思いますし、そういった取組も必要だと札幌市も認識しておりますので、他の政令市の取組などを踏まえまして、今後、検討してまいりたいと考えています。

○池田委員長 ほかにご意見、ご質問等はございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○池田委員長 特にないようですので、以上で本件の質疑を終わります。

以上をもちまして、本日予定されておりました説明、質疑を終えました。

最後に、全体を通してご質問、ご意見等はございませんでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

#### 4. 閉 会

○池田委員長 それでは、本日の全ての議事を終了させていただきます。

本日、皆様には、貴重なご意見、円滑な議事運営にご協力をいただきまして、どうもありがとうございました。

これで本日の札幌市社会福祉審議会を閉会いたします。

皆さん、どうもお疲れさまでした。

以 上